

2015年12月2日

Japan tax alert

EY税理士法人

共通報告基準 (Common Reporting Standard: CRS)の アジア各国の動向及び 適用開始に向けて

EYグローバル・タックス・アラート ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

OECDにより策定された共通報告基準(CRS)は、各国において国内法制化されたうえで、早期適用国においては2016年1月1日から適用されることとなります。今後のCRS対応に向けてのプランを立案する上で重要となる、アジア太平洋地域におけるCRS対応状況の最新情報をお届けします。

日本は2018年適用国として(2018年から税務当局間で情報交換が開始される国)、日本政府は様々な業界団体などの利害関係者と協議を終え、今年3月31日にCRS関連法及び政省令を公表しています。本邦金融機関は2017年1月1日から、CRS要件に従って対象口座の特定手続を行い、報告対象となる顧客口座情報を翌年4月30日までにe-Taxなど所定の方法にて所轄の税務署へ申告を行う必要があります。2016年12月31日以前の既存の顧客口座のうち、報告対象となる顧客口座を特定するための手続は、2018年末までに完了することが義務付けられています。税務当局からは、今後、追加ガイダンスが公表される見込みです。

香港は2018年適用予定国であり、香港政府は引き続き2018年にCRSを導入することを明言しています。また、パブリックコンサルテーションを通じて利害関係者からの意見募集を今年6月に完了しています。当該パブリックコンサルテーションには、金融機関や業界団体が積極的に参加しています。香港政府は2016年中に、CRS実施のための国内法の整備を完了することを目指しており、現在CRS関連法案の作成に取り組んでいます。

中国も2018年にCRSを導入すると明言しており、CRSの導入に向けて業界の利害関係者と協議が行われています。

また、シンガポールも香港・中国と同じ2018年にCRSの導入に向けて準備に取り組んでいます。シンガポール政府は、CRSに関する利害関係者との協議を間もなく開始する予定です。

インドはCRSの早期適用国の1つであり、インド政府はインドの金融機関がCRSを遵守できるよう、インド税法の一部改正を告示しています。インドは今年、米国との間で外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)に関する政府間協定を締結しており、インドがCRS及びFATCAそれぞれの制度で要求される口座情報の報告を義務付けるという複合アプローチを最初に採用した国の1つであることは注目に値します。

韓国もCRSの早期導入国の1つであり、CRS導入作業を進めており、現在は政府間タスクフォースを創設して関連法案の作成に取り組んでいます。CRS関連法の整備プロセスの重要な部分は2015年中に完了する予定であり、政府間タスクフォースは同プロセスの一環としてパブリックコメントを募集し、CRS導入に関する意見を募集する予定となっています。

OECDでは最近、共通報告基準(CRS)導入ハンドブックやCRS導入がディスクロージャープログラムへ与える影響に関する税務当局向けの報告書を公表しています。最近発表された報告書は以下の通りです。

1. 共通報告基準(CRS)導入ハンドブック
2. オフショア・ボランティア・ディスクロージャー・プログラム
3. OECDモデル租税情報交換協定(TIEA)

これらの報告書は税務当局向けに作成されたものですが、各金融機関にとってもCRSが各国の国内法にどのように反映されるかを理解する上で参考になるものとなっています。特に、「CRS導入ハンドブック」では、国内法制化のための主要な課題について詳細な情報が提供されています。

CRSの概略について

CRSは、各国居住者による脱税・租税回避を防止するために、各国の金融機関に非居住者名義の口座情報を特定させ、各金融機関の所在地国の税務当局に報告させることを義務付けるものです。各国税務当局は収集した口座情報に係る税務当局との間で交換を行い、居住国以外の金融機関の口座を通じて行われる国際的な脱税及び租税回避行為を防止するための制度です。早期適用国に拠点を持つ金融機関は2016年1月1日までにCRS要件に適合するためのプログラムを整備しなければなりません。2017年適用予定国については、金融機関はCRSに遵守するための手続やプロセスを2016年中に整備を完了させ、2017年1月1日から新規取引特定手続に備える必要があります。CRSは、FATCAの政府間協定をベースに設計された制度ではあるものの、様々な点でギャップが存在し、かつFATCA自体、CRS施行開始後も制度としては併存する見込みとなっています。その対応にあたっては、FATCAとのギャップを念頭に、いかに効率的に、かつ顧客対応や事務手続に混がしないよう実効的な態勢を構築できるか、といった点が課題となります。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20151202

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp